

## 日本パーキング株式会社 サービス券購入・利用規約

当社のサービス券の購入・利用方法等について、以下の規約を遵守いただきます。

### 第1条（規約の目的）

本規約は、日本パーキング株式会社（以下、「当社」といいます。）が販売・発行する当社が運営管理する駐車場のサービス券（利用料金の割引又は利用時間の減算のために使用するチケット又は電子媒体のことを指し、以下単に「サービス券」といいます。）について、サービス券購入者（以下単に「購入者」といいます。）の購入方法及びサービス券利用者（以下単に「利用者」といいます。）の利用方法その他の事項を定めるものです。なお、購入者が自らサービス券を利用する場合は、本規約に定める利用者に関する事項も適用されます。

### 第2条（規約の遵守）

購入者は、サービス券の購入・第三者への配布にあたって、また利用者はサービス券の利用にあたって、本規約を遵守するものとします。また購入者がサービス券を利用させる目的で第三者に配布する場合、購入者は当該第三者（以下、「利用者」に含みます）に対して本規約を周知するものとし利用者に本規約を遵守させる義務を負います。

### 第3条（利用可能駐車場）

サービス券は、当社が購入者に対して別途指定（指定方法は券面への記載又は当社ホームページの掲載その他これに準じる方法によります。）する駐車場（以下、「指定駐車場」といいます。）においてのみ、利用することができます。

### 第4条（利用方法）

サービス券は、指定駐車場の利用料金の精算の際に、利用者が精算機の精算方法に従って当該精算機に利用料金を表示させたうえ、当該サービス券を使用することにより、サービス券記載のサービス内容が適用され精算することができます。なお、利用料金がサービス券の券面記載のサービス内容を下回る場合でも、釣銭は出ません。

### 第5条（常時利用などの不保証）

サービス券は、指定駐車場の常時利用・優先的利用を保証するものではありません。指定駐車場が満車の場合、天災地変等で指定駐車場が閉鎖された場合のほか、機器の故障・停電・読取不良等で正常なサービス券処理ができなくなった場合等は、サービス券の利用はできません。機器故障等の場合、購入者・利用者は、利用料金について、現金・クレジットカードなど指定駐車場において利用可能な他の支払手段により精算するものとします。

### 第6条（有効期限）

サービス券は、各券面に記載された有効期間内においてのみ利用することができます。有効期限の到来

によりサービス券は利用できなくなります。なお、購入者は、当社が購入者・利用者の事前の承諾なしに、購入者が既に購入したサービス券に関して、有効期間を6か月未満として付したサービス券に差し替えることがあることについて、予め承諾するものとします。

#### 第7条（購入方法）

購入者は、本規約の内容を承諾したのち、当社が指定する方法に従ってサービス券の購入を申込みものとします。なお、サービス券の代金は前払いとします。

#### 第8条（個別契約の成立）

購入者がサービス券購入の申込を行い、代金の支払いを行うことにより個別契約は成立したものとします。ただし、当社が直ちに申込を拒絶する旨その他別段の意思表示をした場合を除きます。

#### 第9条（サービス券の発送）

購入者からサービス券購入の申込、代金入金があり、サービス券の在庫状況を確認した後、当社は7営業日（当社の営業日とします。）以内に購入者又は購入者が指定する納品先に対しサービス券を発送するものとします。ただし、在庫状況・天災地変・機器の故障・運送状況の悪化等により、発送・配送日程に時間を要する場合があることを購入者は予め承諾するものとします。なお、配送事情その他の事由によりご案内した日よりサービス券が延着する場合があっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（利用料金設定変更など）

購入者および利用者は、指定駐車場の利用料金設定が随時変更されること、指定駐車場の閉鎖が予告なく実施されることについて、予め承諾するものとします。指定駐車場の利用料金設定は、購入者・利用者の責任において常時確認ください。

#### 第11条（転売禁止）

購入者・利用者等のサービス券保持者（第三者を含む。以下、「サービス券保持者」といいます。）は、本規約に基づき販売されたサービス券を転売することはできません。当社は、転売されたサービス券を使用不能とすることができるものとします。

#### 第12条（不良品等の取扱い）

サービス券の磁気不良又は納品違いに関して、購入者が商品到着後30日以内に申し出た場合に限り、返品・交換が可能とします。なお、送料は当社負担とします。

#### 第13条（換金・払戻の不可）

1. 有効期限前後にかかわらず、サービス券保持者は、当社に対し、事由の如何を問わずサービス券の換金・払戻を請求することはできません。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の場合、当社は、未使用かつ有効期限内のサービス券に限り、当社の指定する方法・規定単価により、サービス券保持者に対し、当社の判断により換金・払戻を行うことができるものとします。

- (1) 指定駐車場が閉鎖される場合。ただし、換金・払戻の受付期間は、指定駐車場の閉鎖日より 60 日以内とします。
- (2) 指定駐車場の駐車場機器の変更等、当社においてサービス券が使用できなくなる状態が発生すると判断した場合。ただし、換金・払戻の受付期間は、当該使用不可発生日より 60 日以内とします。

#### 第 14 条（交換・再発行の不可）

第 12 条の場合を除き、有効期限前後にかかわらず、サービス券保持者は、当社に対し、事由の如何を問わずサービス券の交換・再発行を請求することはできません。

#### 第 15 条（反社会的勢力の排除など）

購入者・利用者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員に該当している場合には、サービス券の購入および使用はできません。万一、上記に反してサービス券を購入したことが判明した場合、当社は何らの催告をすることなく当該購入者に対し本規約にかかる取引を解除し、ただちにサービス券の利用を停止することができます。この場合、購入者は、当社に対し、購入済みのサービス券の払戻、損害賠償請求その他一切の請求をすることはできないものとします。購入者・利用者が法人の場合、その役員、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が本項に該当する場合は本項が適用されます。

#### 第 16 条（取扱い及び保管）

サービス券は、折り曲げたり、汚損させたりしないでください。また、サービス券は、直射日光又は磁気等の発生している場所で保管しないでください。取扱い又は保管方法の不備によりサービス券が利用できなくなった場合、又は紛失した場合、当社はサービス券の交換・再発行、換金・払戻の対応をいたしません。

#### 第 17 条（駐車場利用約款）

本規約に定めのない事項や指定駐車場の利用方法については、指定駐車場に掲示又は当社ホームページに掲載されている駐車場利用約款に従うものとします。

#### 第 18 条（規約の変更）

当社は、購入者・利用者の事前の承諾なしに、本規約について、その変更内容を当社のホームページに掲載する方法又は当該変更内容に照らして適切な方法によって、購入者・利用者に告知することにより変更することができるものとします。この場合の変更の効力は、ホームページに記載した効力発生日又は適切な方法により告知した日より生じるものとします。

#### 第 19 条（申込・利用の拒絶）

購入者が当社の定める与信基準を満たさないと判断した場合、あるいは当社との信頼関係を維持できない行為があったと当社が認めた場合等において、当社はサービス券の購入の申込および利用を拒絶することができるものとします。この場合、当社は、既に購入されたサービス券の交換・再発行、換金・払

戻を一切いたしません。

#### 第20条（サービス券の個別利用方法）

利用者によるサービス券の利用方法は、別途定める使い方ガイド、現地案内表示の定めるところに従います。購入者は、利用者に対し、同内容の周知の義務を負うものとします。

#### 第21条（発行保証金の還付）

1. 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、「資金決済に関する法律」の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。当社は、発行保証金の供託により、サービス券にかかる前受金について、「資金決済に関する法律」に定める割合で保全措置を講じています。
2. 当社の破産等により、すべての駐車場においてサービス券の利用ができなくなった場合、前項の保全措置により供託された当該サービス券の発行元に係る発行保証金について、同法の規定に基づき一定期間内に財務（支）局に申し出て還付を受けることのできる制度があります。サービス券保持者は、還付手続の開始が官報等により公示された後に、財務（支）局に申し出て、所定の手続を経たうえで還付を受けることができます。

#### 第22条（無権限取引により発生した損失）

当社はサービス券の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任は負わないものとします。

2022年10月7日改定